

持続可能な観光に係る国際シンポジウムにおける

歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務委託契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、持続可能な観光に係る国際シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、持続可能な観光に係る国際シンポジウムにおける歓迎レセプション及びテクニカルビジット実施業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲が別に定める仕様書に基づいて業務を誠実に履行しなければならない。

（契約期間）

第2条 業務の委託期間は、平成30年〇〇月〇〇日から平成31年3月20日までとする。

（委託料）

第3条 この業務の委託料は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第〇号により免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

（処理状況の調査等）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

（事業実施報告書等の提出）

第7条 乙は、業務完了後、遅滞なく、業務の実施に関する報告書（以下「事業実績報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の事業実績報告書を受領したときは、10日以内に検査を行う。

（委託料の支払い）

第8条 乙は、甲の完了確認検査の後、すみやかに委託料の支払請求書を甲に提出するものとし、甲は、その書類を受領した日から30日以内に確定額を乙に支払うものとする。

（概算払い）

第9条 甲は、乙の請求に基づき、必要と認めるときは委託料の範囲内で概算払をすることができる。

（損害賠償責任）

第10条 乙は、業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、直ちに被害者に賠償しなければならない（再委託先の責めに帰すべき事由による場合も、また同様とする。）。そのために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰

する事由による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期限内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (3) 乙が契約の履行に関して不正の行為をしたとき。
 - (4) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、乙に契約関係を維持し難い重大な事由があると認められるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終わらない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の100分の10（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(機密保持及び個人情報の保護)

第13条 乙は、業務を遂行する上で知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 乙は、業務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 前二項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

4 前項の規定による義務に乙及び乙が使用する者が違反したときは、乙は、甲及び損害を受けた第三者にその損害を賠償しなければならない。

(疑義等の協議)

第14条 この契約について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 奈良市登大路町30番地
奈良県観光局長 折原英人

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○○

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、奈良県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第2条に定められた個人情報（以下、「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た条例第2条に定められた特定個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条に定められた個人番号（以下、「特定個人情報等」という。）を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。
2 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 受注者は、発注者の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 受注者は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 発注者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、受注者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、受注者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 受注者は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について発注者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 受注者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。